令和８年（フ）第１７２０号
名古屋市北区平安１丁目３番25号　アスペン上田601号
債務者　冨田　夢子
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７３３号
名古屋市緑区曽根２丁目93番地の１　レオパレス21左京山第１　103号
債務者　鈴木　るり
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７３７号
名古屋市西区城北町３丁目68番地　メゾネットミユキ　ＥＮ－１号
債務者　堀井　翔平
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７４０号
名古屋市中区大須１丁目21番８号　プレサンス大須観音駅前サクシード1001号、従前の住所愛知県田原市赤羽根町四貫目128番地５
債務者　藤井　　航
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７５４号
名古屋市緑区鳴子町１丁目55番地の１　アーバンラフレ鳴子９号棟104号室
債務者　中根　貴裕
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８１１号
名古屋市港区当知３丁目804番地　ライジングハイツⅠ　105号
債務者　神田　善通
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８３２号
愛知県豊明市阿野町稲葉74番地10　ミルキーウェイ・ＫＡＺＵ303号室
債務者　稲垣　雅夫
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９７８号
名古屋市千種区竹越２丁目３番４号　エンゼル荘205号
債務者　古家　一頼
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１２８号
名古屋市守山区森孝１丁目1619番地　酒井マンションＡ棟106号
債務者　伊藤　光弘
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１７１号
名古屋市緑区篠の風３丁目203番地　Ｌ・ＰｏｒｔさちⅡ101号
債務者　山川　能宏
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２６８号
函館市東山２丁目10番９号
債務者　山口　真由
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３０４号
函館市宇賀浦町６番６－705号　メゾン・ド・ポール
債務者　一戸千鶴子
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３０８号
北海道北斗市中野通２丁目14番５号　アドバンス・ヴィラ　201
債務者　野村　優子
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３２２号
函館市白鳥町11番６号　ラブリーハウス　１Ｆ－１号室
債務者　橋場　孝行
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３４０号
函館市柳町５番80―403号
債務者　伊原　浩二
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３５０号
北海道北斗市七重浜５丁目４番８号
債務者　鈴木　良子
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
函館地方裁判所